

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年6月16日（火）午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	蔵原 勇 君	副委員長	久保 史陸 君
委員	川窪 幸治 君	委員	宮田 竜二 君
委員	阿多 己清 君	委員	松元 深 君
委員	池田 綱雄 君	委員	厚地 覺 君
委員	池田 守 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員	山田 龍二 君	委員	山口 仁美 君
----	---------	----	---------

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	猿渡 千弘 君	まちづくり調整監	池水 清人 君
建設政策課長	川路 和幸 君	建設施設管理課長	園畑 精一 君
土木課長	西元 剛 君	都市計画課長	三島 由紀博 君
建設政策課主幹	笛田 純一 君	建設施設管理課主幹	落水田 剛 君
都市計画課主幹	深迫 康幸 君	建設施設管理課道路管理G長	尾辻 善尋 君
土木課道路整備第1G長	丸山 省吾 君	土木課道路整備第2G長	立山 和幸 君
建設政策課政策Gサブリーダー	豊田 理津子 君	建設施設管理課公園管理Gサブリーダー	桑幡 孝志 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田 美朗 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第43号 指定管理者の指定について

議案第48号 市道路線の認定について

議案第49号 市道路線の廃止について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前10時00分」

○委員長（蔵原 勇君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る6月12日の本会議で本委員会に付託になりました議案3件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日

の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第43号 指定管理者の指定について（有下公園）

○委員（蔵原 勇君）

まず、議案第43号、指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第43号、指定管理者の指定について、概要を御説明申し上げます。本年3月に国分福島地内に完成しました有下公園の管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定しようとするものです。詳細については、建設施設管理課長が御説明いたします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

議案第43号、指定管理者の指定について、詳細を御説明申し上げます。有下公園は、地域の交流やふれあいの場として、また、レクリエーションを通じ、利用者の健康増進を図ることを目的として設置された都市公園です。この公園は、本年3月に完成し、芝の養生期間を経て来月10日に供用開始の予定となっており、総面積1,367㎡、芝生広場650㎡のほか、トイレ1棟、駐車場6台分、東屋1基、ベンチ6基、遊具3基、水飲み場1基などの整備のほか、ホルトノキなど9本の樹木を植栽しています。現在、国分地区の都市公園の管理については、城山公園を除く18か所を一括して、指定管理者である一般財団法人霧島市施設管理公社を指定管理者として指定しており、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年で、現在1年目の協定期間中であります。当該公園についても、トイレ清掃や芝の管理、樹木の剪定、遊具の点検など安心・安全な公園の管理を行うため、当該公社を令和2年7月10日から令和7年3月31日まで複数年間、指定管理者として指定しようとするものです。以上で、説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

まず、有下公園が立派に完成して、ありがとうございます。できたのは非常にうれしいのですが、あんな小さいものをよく造ってくれたなというふうに思うところがございます。この図面を見て、木やベンチがいろいろ設置してありますが、芝生面積650㎡ですか。これは、このベンチや樹木を含めた面積ですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

芝広場の面積につきましては、トイレの建屋を除いた面積になります。ですので、植栽とかそういったものは含まれています。

○委員（池田綱雄君）

そうすると、半分くらいになるのかなと。実際の芝だけの広場というか、遊べる所はその650㎡の半分くらいかなと思っているところでございます。もう一点は、一般質問でも聴きましたけれど、ここはボール遊びもできるという課長の答弁であったんですが、ここは変りありませんか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

サッカーとか野球などの団体では使用しないようにはしております。ほかの公園でもあるのですが、ボールをフェンスに向かって蹴ったりとか、そういったこともありますので、そういうところの注意は喚起しています。

○委員（池田綱雄君）

ボール蹴りができるのか、できないのかはどのようなのですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

有下公園に、みんなで守りましょうというマナーの看板を設置しておりますけれども、フェンスに向かってボールを蹴らないようにという注意はしてありますので、ボールで遊んだりするのは構わないと考えております。

○委員（池田綱雄君）

ボール蹴りもいいということによろしいですね。[「はい」と言う声あり]造った本人ですから、現地はよく分かっていると思いますけれど、この図面の右側、ベンチと書いてあるここから先を、現在、私は田んぼをつくっているんです。今、公園になったここは、もともとは公園用地ではなくて、有下の公民館を移す目的で造成をした土地です。その後、いろいろあって、公民館が現在の所に移設できるということで、ここが空いたと。それで公園にしたわけですが、公園ができたここも私が作っておりましたけれど、前も、有下の公民館から野球ボールであったり、サッカーボールであったり、どんどん飛んでくるわけです。今回は特にもっと近くになったわけで、この右側の法面がありますけれど、田んぼ側にどんどん入ってくると予想されるわけです。たった20mもないぐらいの狭い所ですから、小さな子供が蹴ったボールもここまでは飛ぶと思います。現在、フェンスが1m20cmですか。これも低過ぎると思います。フェンスをもっと上げるとか、設計の段階でそういう考えはなかったのか、お尋ねいたします。

○都市計画課長（三島由起博君）

一般的に公園のフェンスの高さについては1,200mmということで、設計時点では1,200mmということで考えております。基本的に中の利用を、気を付けて利用していただくということの前提のフェンスの高さというふうに考えています。

○委員（池田綱雄君）

ボールが入っていくというのは間違いないと思うんですよ。そういうときには、状況によってフ

ェンスを上げるとか、ボール遊びをやめさせることはできないでしょうが、やめさせるとか、そういう考えは持っていますか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

利用者の判断なのですけれども、先ほども言いましたが、フェンス側には蹴らないようにという注意喚起して、あと、そのようなことがあるようであれば、看板なども設置していきたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

市の職員が朝から夜まで付いていて、フェンスに向かって蹴るなど。誰かいれば、守るかもしれないけれど、子供たちはそういうことを守るはずがない。だから、そういう状況によっては、また後ほど判断をしていただきたい。子供たちは今、農業を知らない子供たちばかりです。田んぼに入れば、あの稲の株に乗って、乗れば沈まないものだから、ずっと探して回るんです。後で、それを起こそうとしても起きないし、毎年、大変な状態なわけです。それと2面は田んぼですよ。2面は道路ですよ。道路にもどンドンボールが飛んでいくと思います。そこらも考えたときに、非常に危険な公園だなと思っております。今後、状況によってはいろいろと対策を考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今、委員がおっしゃったとおり、公園の利用状況を見て、そのようなことが続くようであれば、対応を考えていきたいと思っております。

○委員（池田綱雄君）

この集落は、小学生が200人いる地域なのです。上小川小学校が全体で200人。ほぼ同じくらいの子供たちがいる地域でありますので、恐らく、動き回れないくらいの子供たちが集まるのではないかなというふうに思っております。状況によって、今後の対策をしていただきたいことをお願いして終わります。

○委員（松元 深君）

今回、有下公園の指定管理ですが、7月10日からということで指定管理料も大体決めてあると思うんですが、そこについてお伺いします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

指定管理料は予算要求もしておりますけれど、24万円を計上しております。

○委員（松元 深君）

来年からは30万円ぐらい上げるのかということの確認をしたいのですが、よろしいでしょうか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

金額は、はっきり分かりませんが、経済情勢などの変化によって、限度額というのがあるんですけれども、その協定に従いまして計算をしていけば、その30万円ほどになると思います。

○委員（松元 深君）

協定ができていると思うのですが、2年目からは分からないということですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

協定の中では、金額は提示しておりますけれども、法定検査費の改定や経済情勢の変化により指定管理料も変動してきますので、その金額は動いていきます。

○委員（松元 深君）

今、協定で決まっているので、協定の金額を示してほしいとお願いしています。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

国分の都市公園の1年間の指定管理料は消費税込みで2,191万2,000円でございます。今、18公園で協定は結んでおります。

○委員長（蔵原 勇君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前10時14分」

「再 開 午前10時14分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

有下公園につきましては、来年は32万円を予定しております。

○委員（阿多己清君）

一般的には1日からのスタートかなと思うんですけども、10日という月の中途になった理由があるのですか。議会の当初の予定が7月3日最終本会議という設定もされていたので、その影響なのか。そこらの理由が、もしあったら教えてください。

○建設施設課主幹（落水田剛君）

7月10日から供用開始というのは、6月議会の進行も考慮して、その前に現場自体が3月には完成したんですけども、芝の養生に日数を要するというので、6月いっぱい様子を見ていたということもございました。そういう点を総合して7月10日から供用開始という予定を立てたところでございます。

○委員（池田 守君）

この公園の図面等を見てみますと、そんなに大きくない公園ですよ。先ほど、池田綱雄委員もおっしゃったように、この地域には200人くらいの子供がいると。子供たちが遊ぶというのは、それなりの効果があると思うんですけども、その下の子供たち、例えば未就学児、幼児がいるんです。そういった子供たちが遊ぶには非常に適した公園ではないかと思うんですけども、これを児童公園にするとか、そういった考えはないですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

委員おっしゃいますとおり、基本的に遊具とか、そういったものについては小さな子供を対象に

設置しているところです。ただ、街区公園自体が身近な公園として、周辺の方々に利用していただくという公園として位置付けをしておりますので、児童公園というような特化したものでは考えていないところです。

○委員（池田 守君）

この地域は、近くに西地区コミュニティ広場という広いものがあるんです。そこまで数百mですから、高学年の子供たちは、そこで自由に走り回って遊べるという環境があるわけです。できるだけ、ここは幼児とか、そういった子供たちが——。小さい子供たちが走り回れば当然、よちよち歩きの子供たちにぶつかったりという危険性もありますから、そういった使い方を皆さんに促していったらどうかと思うんですけどいかがですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

今、委員が言われましたように、規模的にも遊具関係も考えたときに、幼児とかが使いやすいのかなと思います。道路でかかって公民館等の広場がなくなるということで、地元との協議の中での保護者の方々の意見の中でも、西地区コミュニティ広場があるんだけど、あそこまで小さい子供たちが自転車で行くのはちょっと大変だという部分がありました。そういった面では、ここが あることによって使いやすくなるのではないかなと。高学年については、思い切ってボール遊びとかをする分については、西地区コミュニティ広場へ誘導するなり、そういった考えも必要かなというふうに考えているところです。

○副委員長（久保史睦君）

数点、確認をさせていただきます。これが都市公園という位置付けになっているわけです。そうすると、事前に地元の説明会等、また地域住民との取り決め事とか協定とか、そういうものがあるのかどうか。例えば、24時間開放するのとかとといった部分で、今後、施設管理をしていく上で、そこらも踏まえて、ある程度の取りまとめという部分が、地域との間に何かできているかどうかということ、まず教えてください。

○都市計画課長（三島由起博君）

都市公園につきましては、維持管理について市のほうで今回、指定管理という形で提案しているところですが、当然24時間使用できる前提での公園ということになりますので、管理上のことについての、地元との協定等は特にないというふうに考えています。

○副委員長（久保史睦君）

私もよく分からないのですが、いろんな都市公園であったり、いろいろなお声を地元の方から聴くわけです。例えば夜にたむろっていつているとか、駐車場代わりに使っているとか。ほかの委員も言われましたけれど、この概要だけを見る限りでは、この人口に対してこの大きさが本当に適正であったのかなと甚だ疑問を感じるころではあるんです。舞鶴中学校もあって、時間帯によっては交通量も多い所であったと僕は認識をしております。その上で、地元から声が上がっていないとか、こういうことを約束してほしいというような意見が取りまとめられるようなことがな

かったのかなという部分を聴きたかったのですが、それはいいです。もう一点確認させてください。この公園は、まず外灯があるのかということと、トイレがバリアフリー化されているのか、多目的トイレが入っているのかどうかということをお教えください。

○都市計画課長（三島由起博君）

外灯につきましては設置してございません。トイレについてはバリアフリータイプで多目的トイレを一つ設置しております。先ほどの久保副委員長の質問の中で、管理上の御意見がないかというふうに私は受け止めたんですけども、設計時点において、当時から地元からの御要望は確かにございました。まちづくり実施計画の中でも、公園の整備をということで声が上がっておりました。その中で、公園の中身についていろいろな御意見がありまして、その辺をある程度考慮しながら今回、整備に至った経緯もございます。

○副委員長（久保史睦君）

ありがとうございます。今日、ここに上がっているのは指定管理の部分でしたので、今から指定管理をお願いするに当たって、当初、地域から上がってきた声というのをしっかりお伝えした上で協定を結んでいかないと、後から必ず何か声が上がってくるわけです。例えば先ほど、フェンスの話が出ましたけれど、ほかの公園でもボールが飛んでいくとか、トイレに向かって蹴っているとか、そういうことをたくさん聞くんです。ここの西側のほうは新しい新築住宅街で、子供さんたちがものすごく多い所だと思うんですけど、恐らくそういうところが懸念されるのではないかという部分があったものですから、指定管理協定を締結することによって、ちゃんと伝わっているのかどうかという部分を確認したくて、お聴きしました。答弁は結構です。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第43号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時23分」

「再開 午前10時25分」

△ 議案第48号 市道路線の認定について

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第48号、市道路線の認定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第48号、市道路線の認定について、概要を御説明申し上げます。今回、市道の新設に伴い道路の位置を特定する3路線、県道の改良に伴い旧道となる道路2路線及び宅地開発により整備され

寄附を受けた道路4路線の計9路線を市道認定しようとするものです。詳細については、建設施設管理課長が御説明いたします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

議案第48号、市道路線の認定について、詳細を御説明申し上げます。今回、市道認定をしようとする路線のうち、まず、市道の新設に伴い道路の位置を特定する3路線について、御説明申し上げます。（仮称）敷根28号線については、国分敷根地区の国道220号から法円寺前までの区間で、計画延長66m、幅員5mの新設道路であります。（仮称）向花12号線について、国分向花町地区手籠川左岸の県道日当山敷根線の鏡橋から下流方向へ計画延長230m、幅員5mの新設道路であります。（仮称）隼人駅東西自由通路については、都市再生整備計画事業（隼人駅周辺地区）により、JR日豊本線で分断されている同駅の西側地区と市街地整備の進む東側地区を跨線橋で結ぼうとするもので、計画延長52m、幅員4mであります。次に、県道の改良に伴い旧道となる道路2路線について、御説明申し上げます。（仮称）真方1号線・真方2号線については、牧園町持松地区で県が実施しておりました県道犬飼霧島神宮停車場線の改良工事が令和元年度で完了したことに伴い旧道となる道路であり、真方1号線が延長65m、真方2号線は延長175mであります。最後に、宅地開発により整備され寄附を受けた道路4路線について、御説明申し上げます。（仮称）新川6号線・新川7号線については、隼人町住吉地区のハートフル隼人病院の北に位置する宅地分譲団地内に設置され、平成24年12月に寄附を受けたもので、新川6号線が延長110m、幅員6m、新川7号線は延長80.4m、幅員6mの道路であります。（仮称）山王馬場1号線・山王馬場2号線については、隼人町真孝地区の国立鹿児島工業高等専門学校南側に位置する宅地分譲団地内に設置され、平成19年5月に寄附を受けたもので、山王馬場1号線が延長165m、幅員6m、山王馬場2号線は延長90m、幅員6mの道路であります。以上で、説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（阿多己清君）

敷根の新たな市道路線ですけれども、以前、この委員会の所管事務調査で敷根地区の道路周辺を見たんですけれども、あのときに見た路線であります。市道認定をして、整備計画はいつ頃を予定されているのか、まずそこをお知らせください。

○土木課長（西元 剛君）

敷根28号線につきましては、今年度の工事予定でございます。

○委員（阿多己清君）

敷根地区の住民から、いろいろ声もあつたんですが、この辺りは排水対策にいろいろ課題があるということでした。この道路の幅員が5mということのようですが、そこらの排水構造等もしっかりと計画されているということよろしいでしょうか。

○土木課長（西元 剛君）

道路排水につきましては、基本的には国道220号への接続になってまいります。流域等を拾いまして適正な排水を設置する予定ではございますけれども、流域内の排水対策としては別になりますので、国道を横断したり、海に直接流したりするような形になってまいります。その検討につきましては、今後の課題ということで、今現在では検討はしておりません。

○委員（池田 守君）

敷根28号線ですけれども、これは以前、調査したときに、この路線の一部に地域の方からの寄附採納があるというような話を聞いたのですが、それも入った部分ですか。

○土木課長（西元 剛君）

国道への取付部分の寄附採納を受けています。

○委員（池田 守君）

幅員5mというと、そんなに広くないのですが、国道からの出入りを考えた場合に、角切りをするとか、その出入口部分は広くするとか、そういった計画はあるのですか。

○土木課長（西元 剛君）

国道への取付部につきましては、角切りを考慮して設計をしております。

○委員（厚地 覺君）

（仮称）真方1号線・真方2号線については、牧園町持松地区で県が実施しておりました県道犬飼霧島神宮停車場線の改良工事が令和元年度で完了したことに伴いとありますけれども、これは持松地区が完了したと理解していいですか。また、中津川地区は今後、別途あるという意味合いですか。

○建設政策課長（川路和幸君）

持松工区が令和元年度で終了したということでございます。

○委員（阿多己清君）

その真方1号線・2号線に絡むのですが、県道がきれいに整備されているのは写真で分かりました。その県道部分の旧道ということで理解していいですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

おっしゃったとおり、県道の旧道です。

○委員（阿多己清君）

真方1号線が延長65mということでございましたけれども、この1号線から県道に出て、下のほうに道路があるのですが、ここの部分は旧県道ではないんですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今おっしゃった所も県道の旧道でございますけれども、県と現地立会いをしまして、民地にも接していないというのも一つありましたし、あと、法面がちょっと災害が起きそうな状態であったものですから、そういうものもきれいに整備できたら、市のほうで受け取りたいという話はしております。

○委員（松元 深君）

今のは、真方1号線の下のUの字になった所ですね。真方2号線の南側にまだ道路がずっとあるのだけれど、最初の北から南に下った所から東側に市道認定するのですけれど、真方2号線のこの南に下ってから下のほうは、今まで市道でしたか。県道でしたか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今おっしゃった部分につきましては市道真方～臼崎線です。今まで県道に接続していたものから、その部分までは市道です。

○委員（松元 深君）

市道に認定するのは、起点部分から南に下った部分を市道であったものを、もう一回市道にするように感じたのですが。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

真方2号線の新設の道路から南へ行く所はもともとの県道で旧道でしたので、それを今回、市道に認定するという事で、L字に曲がる所までが市道です。下は市道で市道真方～臼崎線でございます。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前10時36分」

「再開 午前10時37分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○委員（宮田竜二君）

（仮称）隼人駅東西自由通路についてですけれども、いつぐらいの予定でしょうか。

○都市計画課長（三島由起博君）

当初の口述にもありましたとおり、本年度から都市再生整備計画事業で事業化になりまして、今年度は隼人駅東西自由通路についての詳細設計を予定しているところです。

○委員（宮田竜二君）

別件なのですが、跨線橋が市道になるんですけど、国分駅も同じ市道になっているかの確認です。

○都市計画課長（三島由起博君）

委員おっしゃるとおり、国分駅についても東西自由通路は市道認定されています。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第48号に対する質疑を終わります。

△ 議案第49号 市道路線の廃止について

○委員（蔵原 勇君）

次に、議案第49号、市道路線の廃止についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第49号、市道路線の廃止について、概要を御説明申し上げます。今回、横川町上ノ地区のほ場整備事業の実施区域内に存する市道北園～崩丸線を廃止し、同事業により新たに道路整備を行おうとするものです。詳細については、建設施設管理課長が御説明いたします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

議案第49号、市道路線の廃止について、詳細を御説明申し上げます。今回、廃止をしようとする市道北園～崩丸線は、横川町上ノ地区の安良小学校の北西に位置する延長448.78mの道路であります。本路線の廃止については、県営農業競争力強化基盤整備事業（北霧島地区）により、当該事業区域内におけるほ場整備と併せ、幅員4mの道路整備を行おうとするものです。以上で、説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（川窪幸治君）

今度は廃止ということになっているんですけども、廃止することでの利点というのはなんでしょうか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

この事業というものが農業生産関係の事業になりますけれども、市道のままでは農道整備ができません。林道に関してもですが、一度、市道を廃止することで、その事業で整備ができます。今のところ、市道としては計画がない中で、この農業基盤の整備の中でできることから、すごく有利な事業だと考えております。

○委員（松元 深君）

この基盤整備は、今はまだ市道ですが、市道の西側のこの辺のほ場でしょうか。これは、終わったら農道として格付けをされていくのか確認です。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

農道をして整備されましたら、農道台帳にも登載されまして、農道という形で管理されていく予定でございます。

○委員（阿多己清君）

事業は農政サイドの事業でやるので、位置付けは農道なのでしょうけれども、最終的には事業が完了し、農道台帳に載せて管理をしていくと。最終的には市道認定という考えはないということで

理解していいですか。状況が変わったら、また市道認定をします。そこらはどうなのですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

土地利用の状況にもよりますけれども、今、農道整備としましては排水路もありますけれども、農道のほうは蓋がかかっていない状態で整備されます。そういう状況もございまして、市道認定の要綱に当てはまる道路になれば、また市道になっていくことも考えられます。今の社会情勢の中では、まだ農道として地元の方に管理をしていただくように考えています。

○委員（松元 深君）

この道路は、特に中間付近などは、市道としては側溝がなくて、市道として本当にどうなのだろうと。市道であったから市道なのでしょうが、このような道路がたくさんあって、市道認定をするときにはかなり厳しいことを言われて、市道認定はできない状態なのですが、これを見たときは、ちょっとやわらかくなるのかなと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

当時は町道であったと思うんですけど、合併する前には、認定の要綱がいろいろあったかと思っています。合併して、霧島市の新たな市道認定の要綱という形を作りまして、その中で合致する分については、今言ったように市道認定すると。幅員においては4mとかという形になると思います。市道認定することによって、例えば改良だとか、そういうところでも、いろいろな国の予算が使えたり、災害があったときも市道認定されていないと、災害の補助を受けられないとかという状況もあります。合併する前の町道をそのまま引き継いで市道という形にしましたけれども、確かに、この道路については狭い部分があったり、カーブしていたりしますけれども、先ほど言ったほ場整備の中で、しっかりした道路が整備されますので、そういった部分で認定については、そういった形で今後もしていきたいと考えています。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第49号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時48分」

「再開 午前10時49分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

△ 議案第43号 指定管理者の指定について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第43号について意見はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

有下公園の指定管理についてですが、この公園は両サイドにと言いますか、田んぼや畑があるわけですが、子供たちのボール蹴りも認める公園ということで、恐らく道路や田んぼにボールが飛び込むと思います。その辺を説明ではフェンス側にボールを蹴らないように注意喚起するとか、いろいろ言われましたけれど、子供がそういうことを守るはずがないわけで、そこら辺を徹底した管理をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第48号 市道路線の認定について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第48号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第49号 市道路線の廃止について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第49号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第43号 指定管理者の指定について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第43号、指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第43号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第43号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第48号 市道路線の認定について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第48号、市道路線の認定についての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第48号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第48号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第49号 市道路線の廃止について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第49号、市道路線の廃止についての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第49号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第49号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（蔵原 勇君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時53分」

「再 開 午前10時56分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、閉会中の所管事務調査については、産業建設常任委員会の所管事項についてということで提出してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

○委員長（蔵原 勇君）

次に、その他として何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前10時57分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長 蔵原 勇